

【ポスター発表】

**障害当事者との協働とソーシャルワーク**

ー障害当事者主体の事業運営を展開する法人職員に対するアンケート調査からー

○ 中京大学 氏名 伊藤葉子 (会員番号 002359)

キーワード：ソーシャルワーク、協働、社会資源開発

**1. 研究目的**

国際ソーシャルワーカー連盟の「ソーシャルワークのグローバル定義」においてソーシャルワークは、「社会変革と社会開発、社会的結束、および人々のエンパワメントと解放を促進する、実践に基づいた専門職であり学問である」とされる。このことは、重度障害当事者が地域での日々の生活を実現する自立生活運動とも重なる。なぜなら、自立生活運動は現行制度の不備を問い、法整備に参画し、必要なサービスの創設や社会資源を開発し、社会を問い直し、重度障害当事者のエンパワメントと解放を促進してきているからだ。であるならば、ソーシャルワークは、障害当事者及び障害当事者運動と協働するものであるはずだ。だが、専門職者に対する苦言がなされている現状もある(中西、上野 2003, 2008、中西 2014)。

現在、日本の自立生活センターの多くは、地域移行・地域生活継続の支援拠点の1つとして法人格を有し、社会福祉系資格を有する従事者(社会福祉専門職者、ここでは広くソーシャルワーカーと呼称する)を雇用し、事業を展開するに至っている。その実践は、障害当事者とともに活動し、実践してきたソーシャルワーカーの存在もあって成立してきたはずだ。では、実際に従事するソーシャルワーカーは自らの実践のよりどころと役割をどのようにとらえ、日々の実践を展開しているのだろうか。そこで本研究では、障害当事者らが事業運営する法人で働くソーシャルワーカーを対象にアンケート調査を実施し、実践のよりどころと役割をどのようにとらえているのかを明らかにすることを目的とする。

**2. 研究の視点および方法**

本研究では、障害当事者を主体とする事業運営を展開する法人職員に対し、法人が掲げる7つの価値観・行動判断基準への認識、障害当事者主体及び社会変革に対する法人と自身の姿勢、障害の有無による役割の違い、仕事を通じた障害者に対するイメージの変化等に関するアンケート調査を実施した。当初、紙媒体でのアンケート調査実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染予防の観点から、調査実施先より実施方法の変更を要請され、Webアンケート調査により実施した。調査期間は2021年7月から8月末日とした。調査時点での対象者136名のうち、回答者数47名(うち障害当事者は7名)、有効回答数は46件、有効回収率は33.8%であった。

**3. 倫理的配慮**

調査開始前に対象者に対して調査目的や方法、プライバシー保護に関する事項、研究結

果の公表等について説明を実施し、同意を得たうえで回答を開始する形式で調査を実施した。回答は原則無記名とし、今後予定している聞き取り調査への協力が得られる場合限り、最終項目の記名欄に記名を求めた。また、自由記述部分の分析にあたっては、対象者を特定できないように匿名化している。本調査は、中京大学「人を対象とする研究に関する倫理審査委員会」の審議・承認を得ている（中京研倫第2021-020号）。

#### 4. 研究結果

法人が掲げる7つの価値観・行動判断基準のうち、最も大切だと思うものとして「私たちは、障害のある仲間のために法人が存在し、それが活動の本質であることをしっかりと理解します」を選択した回答が50%（23名）を占めた。「障害当事者主体を重視する法人だと思うか」については93.5%（43名）が「はい」と回答し、前述の項目とあわせて、当事者主体を常に意識して従事していることが明らかとなった。「当事者主体を重視するにあたって障害の有無により異なる役割があると思うか」については97.8%（45名）が「ある」と回答した。ただし、課題解決を当事者だけに任せるのではなく、日々の暮らしを共につくる相互作用関係を通して、障害当事者が直面する課題は自らの課題でもあることへの認識の変化がみられた。また、「社会を変えることを重視する法人と思うか」については76.1%（35名）が「はい」と回答し、「社会を変えることにあたって障害の有無により異なる役割があると思うか」については78.3%（36名）が「ある」と回答した。また、「法人で仕事をするを通して『障害』もしくは『障害者』に対するイメージが変化したか」については、84.8%（39名）が「はい」と回答した。

#### 5. 考察

自由記述の分析を通してソーシャルワーカーらは日々の暮らしを継続して支え、行動を共にし、相互作用関係から社会へのまなざし、自身の障害に対する認識の変革、いわゆる、障害は社会的につくられる生きづらさであることへの気づきが得られ、実践者自らの自己変革が省察的实践を通してなされていた。さらに、制度の問い直しと解決に向けた行動と実践が社会資源開発として現実化され、「変えられる」ということへの実感が社会変革の可能性や自身の可能性を信じられることにもつながっていた。坂本、茨木ら（2021）が指摘するように、ややもするとソーシャルワーカーは抑圧的な体制に適応し、社会変革と社会開発を促進するよりもむしろ、社会システムにとって「いい子」になってしまいかねない状況にある。今後、障害者権利条約等に基づく社会や実践の捉え直しをいかに推進するかが課題である。

\*本研究は、JSPS 科研費 JP19K13993 の助成を受けたものです。

##### 【引用文献】

- ・国際ソーシャルワーカー連盟（2014）「ソーシャルワーク専門職のグローバル定義」  
日本ソーシャルワーカー連盟 [http://jfsw.org/definition/global\\_definition/](http://jfsw.org/definition/global_definition/)（2022.6.10 検索）
- ・中西正司、上野千鶴子（2003）『当事者主権』岩波書店
- ・中西正司、上野千鶴子ら（2008）『ニーズ中心の福祉社会へ：当事者主権の次世代福祉戦略』医学書院
- ・中西正司（2014）『自立生活運動史：社会変革の戦略と戦術』現代書館
- ・坂本いづみ、茨木尚子ら（2021）『脱「いい子」のソーシャルワーク 反抑圧的な実践と理論』現代書館